

〇〇商店会街路灯へのフラッグ広告掲出に係る 事業計画について

〇〇商店会においては、地域における公共公益的な取組みを実施するため、街路灯にフラッグ広告を掲出することとし、「茅ヶ崎市商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に係るガイドライン」等に基づき下記のとおり事業を実施します。

1 事業主体

名 称 〇〇商店会

(事業主体の概要)

所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
道路	愛称道路(市道〇〇〇〇号線)
事務所所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
代表	茅ヶ崎 太郎(令和7年4月1日付け)
会員数(会員社数)	50名
設立	昭和30年1月1日
事業期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
事務局担当	茅ヶ崎 次郎
連絡先	0467-82-1111
地域特性	茅ヶ崎駅北口から2キロ圏内に位置し、愛称道路(市道〇〇〇〇号線)を中心とした古くからの商店会です。店舗数は約50件あり、顧客は駅周辺で働く人たちのほか、近隣に住む住民の方の生活を支える場であるとともに憩いの場です。

2 広告事業者

名 称
業 態

3 屋外広告物設置計画

(1) 設置場所

商店会街路灯 25基

※位置図、街路灯詳細図は別添のとおり。

(2) フラッグの形態

フラッグの材質は直射日光や相当強度な風雨にも長期間耐えられる素材を使用します。

規格 横0.5m 縦1.0m

材質 ターポリン

※反射材料、蛍光色などは使用しません。

(3) フラッグの設置方法

①掲出位置等

商店会街路灯の歩道側に設置することとし、車道には掲出しません。

フラッグの下端は道路から2.5m以上確保します。

②固定方法

ロープ（直径5mm）により下記のとおり固定します。

街路灯フラッグポールに2箇所（上部）

街路灯本体（側面）に2箇所

③設置作業

作業時は交通誘導員を2名配置し、道路交通に支障がないよう配慮する。

(4) フラッグの掲出期間

3カ月／件

(5) フラッグの管理方法

フラッグ掲出にあたっては、下記事項を留意して実施します。

①フラッグが固定されているか、巡回を行い点検するとともに、悪天候時には、頻繁に点検を行います。

②点検時は、フラッグのみならず、街路灯及び街路灯フラッグポールの状況も確認します。

③台風等、相当の風雨が想定される場合には、フラッグを一旦撤去するなどの対応を行います。

④フラッグに破損等が見つかった場合には、直ちに撤去し、新しいものと付替えます。

(6) 年間のフラッグの掲出予定

年間4回を予定

(7) フラッグの内容

道路上という公共空間に設置することを前提に広告物の内容、表示方法を茅ヶ崎市商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に係るガイドライン及びその他関係法令等に則り決定します。また、広告主、広告の対象となる商品等についても、公共空間という特殊性を考慮し選定を行うものとします。なお、決定にあたっては、〇〇商店会の役員会において、審査され了承を得たものののみ掲出します。

※フラッグ広告のデザイン案は別添のとおり

(8) 苦情に対する対応

〇〇商店会事務局内に苦情処理窓口を設置し、地域や住民等から、広告事業等に対する苦情に対応する。なお、苦情対応にあたっては、親切、丁寧な対応を行うとともに、苦情等の申入れに対し、適切に対応していく。

4 広告料収入還元事業計画

フラッグ広告から得た収入については、地域及び商店会における公共公益的な事業に充当します。

(1) 充当事業

①街路灯維持管理

街路灯25基の電気代を含めた維持管理費。

②安全パトロール

月に一度、商店会役員により、交通安全、防犯を目的に、パトロールを実施しています。パトロールには、警察や消防の職員も同行してもらい、最近では、詐欺などの注意喚起なども行っています。そのための備品等の費用。

③緑化事業

5月に9月にかけて、道路上にフラワーポットを設置し、環境緑化事業を行っています。そのための事業経費。

④清掃活動

商店会が中心となり、地域住民、自治会と協働し、〇〇地域全体の清掃活動を行っています。実施は、毎月第二、第四日曜日で、毎回50名程度が参加しています。そのための備品等経費。

⑤地域イベント

地域コミュニティの形成を目的に、夏(8月)に1回、冬(12月)に地域住民参加型の催しを実施しています。毎年多くの市民が参加してもらっています。そのための事業経費。

(2) 収支計画（令和7年4月1日～令和8年3月31日）（単位：円）

支 出		収 入	
①街路灯維持管理	360,000	広告料収入	500,000
②安全パトロール	20,000	会員会費ほか	330,000
③緑化事業	150,000		
④清掃活動	50,000		
⑤地域イベント	250,000		
	830,000		830,000

(3) 事業実施状況の報告

事業実施状況については、事業年度終了日（3月31日）の翌日から2ヶ月以内に茅ヶ崎市に報告します。

5 その他

- (1) 事業実施にあたっては、道路占用許可、道路使用許可等、法令等で決められた手続きを適正に行います。
- (2) 事業計画を実施する上で、不明な点等がある場合には、その都度、関係機関と協議を行うとともに、事業計画に変更がある場合には、事前に関係機関と協議し、変更後の事業計画を提出します。

6 添付資料

- (1) ○○商店会位置図
- (2) ○○商店会規約
- (3) ○○商店会員名簿
- (4) 街路灯位置図
- (5) フラッグ詳細図